

プロジェクト

資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に関する会計上の取扱い

項目

電子決済手段の測定及び開示に関する検討

I. 本資料の目的

1. これまで、2022 年 6 月 3 日に成立した「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 61 号）の施行により改正された資金決済に関する法律（以下「改正資金決済法」という。）第 2 条第 5 項に規定される第 1 号電子決済手段、第 2 号電子決済手段及び第 3 号電子決済手段の発行・保有等に係る会計上の取扱いの検討を進めてきた。
2. 本資料は、これまでの企業会計基準委員会及び実務対応専門委員会における検討を踏まえ、電子決済手段に係る会計処理及び表示に関して追加的な検討を行うことを目的としている。
3. なお、本資料の検討においては、2022 年 12 月 26 日に公表された「令和 4 年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等」（以下「内閣府令案等」という。）の内容を前提としている。

II. 本資料における事務局提案の要約

4. 本資料では、次の提案を行っている。
 - (1) 第 1 号電子決済手段から第 3 号電子決済手段を同一の資産項目として取扱い、電子決済手段は、その取得時には券面額で測定し（本資料第 21 項参照）、期末時における評価については、要求払預金に準じて取り扱う（本資料第 24 項参照）。
 - (2) 期末に保有する電子決済手段に係る注記についても、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準（以下「金融商品会計基準」という。）の預金に関する開示の定めに準じる

III. 電子決済手段の制度上の前提

5. 第 491 回企業会計基準委員会（2022 年 11 月 21 日開催）の審議後に、次の点が明らかになっている。
 - (1) 銀行等が発行する第 1 号電子決済手段及び第 2 号電子決済手段

銀行等が発行する第1号電子決済手段及び第2号電子決済手段については資金決済法第2条第5項第1号に規定されるもの（通貨建資産）として発行されるが、その具体的な発行形態は定まっていない。

(2) 第3号電子決済手段

第3号電子決済手段においては、信託財産として管理される預金等の種類¹に応じて預金保険の保護の範囲に含まれるかどうか及び預金保険の保護の範囲に含まれる場合の保護される上限額が異なる。

IV. 電子決済手段の性質

（電子決済手段が有する3つの性質）

6. 電子決済手段は、改正資金決済法上で新たに定義された電子的な送金・決済手段であり、これまでの企業会計基準委員会及び実務対応専門委員会でお示ししたとおり、次の性質を有すると考えられる。

(1) 送金・決済手段として利用されるものである（第2号電子決済手段を除く²）。

電子決済手段は、財又はサービスの対価の支払に利用されるデジタルトークン化された財産的価値である。なお、第2号電子決済手段は、第1号電子決済手段と交換することができるものであるため、直接、送金・決済手段として利用することはできない。

(2) 発行者に対する直接又は間接の償還権を有するものである。

第1号電子決済手段及び第2号電子決済手段が通貨建資産であること並びに第3号電子決済手段が特定信託受益権（金銭信託の受益権）であることから、電子決済手段の利用者は、発行者から券面額と同額で金銭の払戻しを受けることができる。この点、電子決済手段の種類ごと及び発行者ごとに金銭の払戻しを担保するための措置が設けられていることにより、電子決済手段の価値が法定通貨と連動し、価値の安定性が図られている。電子決済手段の具体的な払戻しの仕組み及び払戻しを担

¹ 預金保険制度においては、預金保険の対象預金等と預金保険の対象外預金等に区分され、預金保険の対象預金等は、決済用預金（決済サービスを提供できるものである、要求払いである、無利息であるの3つの要件を満たす預金（預金保険法第51条の2第1項））であり、例えば、当座預金、利息の付されない普通預金）と一般預金等（例えば、利息の付される普通預金、定期預金）に区分され、それぞれで保護される預金等の額が異なる。なお、要求払いとは、その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものであることをいう（預金保険法第51条の2第1項第2号）。

² 第2号電子決済手段は、第1号電子決済手段と交換できる機能のみ有する。

保する措置については、電子決済手段の会計上の性質を分析するために、後述の第7項から第13項で詳細を記載している。

(3) 流通性があるものである。

電子決済手段が電子決済手段取引業者を通じて取引が行われる場合、流通市場が形成される可能性がある。

(電子決済手段の払戻しの仕組み)

7. 第1号電子決済手段及び第2号電子決済手段は、金銭と交換に財産的価値であるコインが発行される。これらの電子決済手段は、通貨建資産であり（改正資金決済法第2条第5項第1号、第7項）、契約によりその払戻し時に電子決済手段の券面額と同額の法定通貨が払い戻されるものである（事務ガイドライン案I-1-1⑤³）。
8. また、第3号電子決済手段は、特定信託受益権である（改正資金決済法第2条第5項第3号）。特定信託受益権は、金銭信託の受益権であって、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理されるものである（同法第2条第9項）。すなわち、当該第3号電子決済手段は、金銭と交換にデジタルトークン化された信託の受益権がコインとして発行され（金銭の信託）、その償還時には信託財産が換金され金銭が払い戻される（金銭信託）。そのため、第3号電子決済手段は、信託の受益権の券面額と同額の法定通貨が払い戻されるものである。
9. さらに、第1号電子決済手段、第2号電子決済手段及び第3号電子決済手段のいずれも、その利用者が払戻しの請求を行うと速やかに法定通貨による払戻しが行われる（事務ガイドライン案I-1-2-3④）。
10. 本資料第7項から第9項の記載を整理すると、これらの第1号電子決済手段、第2号電子決済手段及び第3号電子決済手段の利用者は、電子決済手段の発行時に発行者に対して金銭を払い込み、速やかに当該金銭の払戻しを受けることができる。

(電子決済手段の払戻しを担保する仕組み)

11. 電子決済手段を券面額の金銭で払い戻すための資金を担保し法定通貨との価値の連動性を図るために、電子決済手段の種類ごとに次の仕組みがある。

³ 事務ガイドライン案I-1-1⑤に次の記載がある。

法第2条第7項に規定する通貨建資産の該当性に関して、「本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの」であることを判断するに当たり、「発行者及びその関係者と利用者との間の契約等により、発行者及びその関係者が当該利用者に対してその券面額と同額の法定通貨をもって払い戻す等の義務を負っているか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。

第1号電子決済手段及び第2号電子決済手段

12. 第1号電子決済手段及び第2号電子決済手段について、金銭の払戻しの履行を担保する措置として、発行者ごとに次の(1)及び(2)の仕組みがあり、法定通貨との価値の連動性が図られている。

(1) 発行者が銀行等の場合

自己資本比率規制や流動性比率規制（銀行法第14条の2）により担保される。この点で、預金と同様の措置が講じられていることになっているものと考えられる。

(2) 発行者が資金移動業者の場合

日本銀行への履行保証金の供託が求められており（資金決済法第43条）、電子決済手段の発行残高の概ね全額が保全される⁴。当該供託により、払戻しの履行を担保する資産は、発行者の信用リスクから切り離されている。

当該資金は、履行保証金の供託は、金銭による供託又は債券による供託であり、債券で供託する場合には、国債を履行保証金に充てる場合を除き、額面金額に対し一定率の切り下げられた評価額に基づき供託が求められている。この点、リスクのある債券を供託する場合、切り下げられた評価額で供託する仕組みとなっている。この点、第1号電子決済手段及び第2号電子決済手段について、金銭の払戻しの履行を担保する措置に関して金融システムの安定化等に与える影響を踏まえた措置が設けられているものと考えられる。

第3号電子決済手段

13. 第3号電子決済手段について、金銭の払戻しの履行を担保する措置として、信託財産は円建て又は外貨建ての要求払預金（内閣府令案第3条）で他益信託として分別管理することが求められているため、第3号電子決済手段の信託財産は発行者から倒産隔離が図られている。

この点、本資料第5項(2)のとおり、当該信託財産で管理される要求払預金の種類⁵に制限がないため、信託財産である預貯金が預金保険の保護対象となるかどうか及び預金

⁴ 資金移動業者は、送金途中にあり滞留している資金の100%以上の額を履行保証金として保全しなければならない（資金決済法第43条）。履行保証金の供託は、金銭による供託又は債券による供託（国債証券、地方債証券その他資金移動業者に関する内閣府令で定める債券）とされており、債券で供託する場合には、国債を履行保証金に充てる場合を除き、額面金額に対し一定率の切り下げられた評価額に基づき供託が求められている（地方債証券は額面の90/100、政府保証債券は95/100、その他の債券は80/100）。なお、履行保証金は、基準日（1週間以内）ごとに必要額を算定し、数日以内に供託されるため、利用者資金の受入れから供託が行われるまで若干のタイムラグがある。

⁵ 預金保険で保護される上限の金額は、決済用預金（当座預金、利息の付かない普通預金等）、一般預

保険の保護の範囲に含まれる場合の保護される上限額は、信託財産における預金等の種類により異なる。

また、第3号電子決済手段を信託会社が発行する場合は、信託財産が発行者とは異なる第三者により管理されている点で、資産の保全に係るリスクは、信託財産を管理する銀行等の信用リスクとなるのに対して、第3号電子決済手段を信託銀行が発行する場合は、通常、信託財産の預金は発行者である信託銀行の預金で管理されることになると考えられるため、信託財産の倒産隔離が図られているものの、資産の保全に係るリスクは、実質的には当該信託銀行の信用リスクとなると考えられる（前項(1)の銀行が第1号電子決済手段を発行する場合と類似する。）。

（電子決済手段の換金リスク）

14. 本資料第10項に記載のとおり、第1号電子決済手段、第2号電子決済手段及び第3号電子決済手段のいずれも、券面額と同額の金銭の払戻しを受けることができるものである点で、預金者が金融機関から現金を引き出す契約上の権利である預金⁶と類似している。また、電子決済手段は、速やかに金銭の払戻しを受けることができる点で、預金のうち、預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる要求払預金⁷と類似すると考えられる。
15. また、本資料第12項及び第13項に記載のとおり、発行者に対する電子決済手段に関する金銭の払戻しの履行を担保する措置は、発行者やどの電子決済手段を発行するかにより規制のあり方は異なっているが、当該措置により電子決済手段の換金リスク（電子決済手段の発行者の信用リスク及び電子決済手段の払戻しの履行のために保全された資産に係るリスクの双方を考慮したリスク）は、要求払預金における銀行等の信用リスクと同程度であると考えられる。

（第1号電子決済から第3号電子決済手段を同一の資産項目として取り扱うか否か）

16. 第1号電子決済手段は、金銭と交換に財産的価値であるデジタルトークンが電子決済手段として発行されるものであるのに対して、第3号電子決済手段は、信託受益権の法的形式によりデジタルトークンが電子決済手段として発行されるものである。この点、電子決済手段の基礎となる法的形式が異なることにより適用される規律が異なるが、い

金等（利息の付く普通預金、定期預金等）、それ以外の預金で異なる。

⁶ 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第214項

⁷ 要求払預金とは、預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金をいう（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」第2項(2)）。要求払預金には、例えば、当座預金、普通預金、通知預金が含まれる（企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準注解」（注1））。

れも送金・決済手段に使用される要求払預金に類似する性格を有する資産であると考えられ、資産から得られる経済的便益は異ならないと考えられる。

17. また、第2号電子決済手段は、第1号電子決済手段と同等の経済的機能を果たす電子決済手段であり、第2号電子決済手段の発行者に対して第1号電子決済手段と同一の所要の規制が課されている制度趣旨に鑑み、電子決済手段は、第1号電子決済手段と同一の資産項目として取り扱うことが妥当であると考えられる。
18. したがって、第1号電子決済手段、第2号電子決済手段及び第3号電子決済手段は、同一の資産項目として会計上の取扱いを定めることが考えられる。

V. 電子決済手段の測定に関する検討

(電子決済手段の取得時の会計処理)

19. 仮に、本資料第6項(3)に記載している流通市場が形成され、電子決済手段の利用者が当該電子決済手段を市場から入手する場合、市場価格が電子決済手段の券面額と異なることがあり得る。この場合、電子決済手段の取得の方法（発行者から発行を受けるか、市場から取得するか）により、電子決済手段の取得価額が異なり得る。
20. この点、第490回企業会計基準委員会（2022年11月7日開催）並びに第150回実務対応専門委員会（2022年10月20日開催）及び第152回実務対応専門委員会（2022年11月22日開催）では、電子決済手段がいわゆる通貨の機能（交換の媒体、価値の尺度、価値の保蔵）を直接的又は間接的に有していることから、次の点を考慮して電子決済手段を券面額で測定し、券面額と取得原価の差額がある場合には、当該差額を当期の損益として処理することを提案していた。
 - (1) 電子決済手段は交換の媒体として使用されるため、財又はサービスの測定において価値の尺度を表す券面額で測定することが、電子決済手段の性質を忠実に表現することになると考えられること
 - (2) 電子決済手段は、法定通貨との価値の連動性を図る措置が講じられているため、現時点においては、券面額と取得原価との差額がほぼ生じず、重要性がないと考えられること
 - (3) 電子決済手段を取得原価で測定すると払出原価の管理が必要となるが、券面額で測定すると当該管理が不要となり、会計処理の適用上のコストが軽減されること
21. この点、本資料第14項及び第15項に記載のとおり電子決済手段の払戻しの履行を担保する措置により電子決済手段の法定通貨との価値の連動が図られており、かつ、速やか

に電子決済手段が払い戻されるものであることを踏まえると、券面額と取得原価との差額がほぼ生じず重要性がないと考えられるため、前項の提案を変更しないことが考えられる。

(電子決済手段の期末時の会計処理)

22. 電子決済手段は、取得方法によりその取得価額が異なり得るが、前項の提案では取得時に券面額で評価し、一旦、取得した後には取得方法にかかわらず、本資料第15項に記載した換金リスクを有する資産であると考えられる。
23. この換金リスクがある点に関して、第490回企業会計基準委員会（2022年11月7日開催）及び第491回企業会計基準委員会（2022年11月21日開催）並びに第150回実務対応専門委員会（2022年10月20日開催）及び第151回実務対応専門委員会（2022年11月2日開催）においては、第1号電子決済手段及び第3号電子決済手段について、電子決済手段の払戻し資金が確保されているため、これらの電子決済手段に係る発行者の信用リスクに関する取扱いは特段定めないこととしていた。また、第152回実務対応専門委員会（2022年11月22日開催）においては、第2号電子決済手段に係る会計処理については、第1号電子決済手段と同様に取り扱うことを提案していた。
24. 本資料第15項に記載しているとおり、電子決済手段は、要求払預金で想定される信用リスクと同程度の換金リスクのある資産であると考えられる。したがって、会計上、電子決済手段の期末時における評価については、要求払預金に準じて取り扱うことが考えられるかどうか。

VII. 開示に関する検討

25. 前項に記載のとおり、電子決済手段は、要求払預金に類似する性格を有する資産であると考えられるため、電子決済手段の期末時における評価について要求払預金に準じて取り扱っていることから、期末に保有する電子決済手段に係る注記についても、金融商品会計基準等の預金に関する開示の定めに準じることが考えられる。

また、電子決済手段における資産の特性及びリスク等に関連して、金融商品会計基準等で求められる開示に追加して別途、電子決済手段に固有の情報として開示すべき事項は特段ないと考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第21項及び第24項に記載している会計処理に関する事務局提案、第25項に記

載の開示に関する事務局提案についてご意見を伺いたい。

VIII. 実務対応報告の文案イメージ

(HP では非公表)

以 上

別紙 外貨建ての第3号電子決済手段に関する補足

1. 金融審議会「資金決済ワーキング・グループ報告書」では、信託財産の全額を円建ての要求払預金で管理する信託受益権を用いた仕組みが想定されていることを受けて、第3号電子決済手段は円建てに限られている前提で審議を進めてきたが、内閣府令案第3条第1項において特定信託受益権の要件が定められており、外貨建てで発行すること（同条同項第2号）も認められている。

第三条 法第二条第九項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 円建てで発行される場合 信託財産の全部が預金（その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、外貨預金又は預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）第三条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。）又は貯金（その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、外貨貯金又は農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一十一号）第六条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。）により管理されるものであること。

二 外貨建てで発行される場合 信託財産の全部がその外国通貨に係る外貨預金（その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、預金保険法施行令第三条第一号、第二号又は第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。）又は外貨貯金（その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、農水産業協同組合貯金保険法施行令第六条第一号、第二号又は第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。）により管理されるものであること。

以 上